

新庁舎建設等に関する取り組み状況

1. はじめに
2. 新庁舎建設の必要性
3. 新庁舎施設整備等に関するこれまでの主な経過
4. 嘉麻市新庁舎施設整備等審議会の概要
5. 庁内検討組織の概要
6. 新庁舎の概要(基本設計の主な内容)
7. 新庁舎外観及び内観イメージ図
8. 地域整備の協議の進め方
9. 地域整備の基本計画(骨子案)の概要及び協議スケジュール

平成 29 年 5 月



嘉麻市

(担当:地域活性推進課)

1. はじめに

新庁舎の建設は、今後、見込まれる収入面での交付税優遇措置の段階的収束や少子高齢化、人口減少による収入の大幅な減少の問題、また、老朽化が著しい庁舎建物の整備に関する問題等の「嘉麻市を取り巻く厳しい現状」を認識し、これらに対して総合的に取り組み、嘉麻市が将来にわたり住民サービスを維持できる基礎的な自治体としてあり続けることができる体制（施設、組織、財政等）づくりが最大の目的です。そのため、老朽庁舎問題への総合的な対応や以前から指摘されている職員数の過大解消を含めた、職員適正化、分庁の解消、組織のスリム化等について、庁舎課題を早急に解消し、定員適正化計画に定める職員350人体制の実現を図る必要があります。また、旧市町の各地域が市の主要な地域として疲弊することなく発展していくために、支所の配置やその役割及び各地域の地域振興、公共交通体系の整備等について検討しており、市長を本部長とした、嘉麻市新庁舎建設設置本部会議を中心に庁舎課題に関する「情報提供・説明責任」「行政改革の実施」「地域活性化」「安心安全な施設」の4つの視点に基づき、全庁体制で事業を実施しています。また、嘉麻市新庁舎施設整備等審議会から提示された答申内容を最大限尊重し、新庁舎建設に係る基本計画や建築設計、支所庁舎のあり方等に関する事業の実施を迅速に進めています。

2. 新庁舎建設の必要性

老朽化・耐震性の問題

- ・経年劣化が著しく、建物の大規模改修や大幅な設備更新が必要
- ・現行の耐震基準を満たしておらず、防災面や安全面での問題 など



分庁方式による問題

- ・本庁機能の分散に伴う住民サービスの低下
- ・簡素で効率的な組織構築の阻害要因
- ・行政運営における業務効率の低下
- ・人件費や燃料費、公用車に係る余分な経費及び老朽化の進む各庁舎の維持管理費に係る経費の増加 など

行財政改革との関係

- ・嘉麻市の将来を見据えた行政改革に関する取り組みのうち遅延している事項は庁舎問題が大きな阻害要因
- ・将来的な財政状況を鑑み、本庁機能を集約し、職員数の削減や各支所の合理化等、早急な対応が必要

新庁舎建設に係る関連経費及び効果額（合併特例債の償還期間として想定される20年間の各経費等の試算）

【庁舎整備に係る事業費、維持管理経費及び庁舎間移動に伴う損失人件費等の比較】

新庁舎建設に伴う本庁業務を一本化することにより、現状のまま4つの庁舎を利用する場合より、庁舎整備に係る事業費においては、市の負担額を約68.2億円抑制することができます。また、維持管理経費等においては、約80.3億円（毎年約4億円）の市の負担を抑制することができます。

嘉麻市が将来にわたり住民サービスを維持できる基礎的な自治体としてあり続けることができる体制（施設、組織、財政等）づくりが最大の目的です。

3. 新庁舎施設整備等に関するこれまでの主な経過

時 期	内 容	時 期	内 容
平成18年 3月	<p>「嘉麻市」誕生 合併協定における事務所の位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当分の間、碓井庁舎を本庁とし、本庁機能を一部分庁とする。 ・本庁以外の庁舎は、総合支所とする。 ・財政状況等を踏まえ、建設の是非と位置を含めて新市において検討する。 	平成27年 5月	<p>庁舎課題に関する市民説明会（計4回:454人参加）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山田市民センター 55人、碓井住民センター101人、稲築地区公民館 111人、夢サイトかほ 187人 ※平成27年3月～5月に前出講座を開催し、計12会場、203人の参加。
平成24年12月	<p>「嘉麻市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例」議員提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所の位置を現在の「稲築多目的運動広場」とする内容の「嘉麻市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例」が議員により提出され、原案のとおり可決される。 ・採決:賛成16票、反対6票により、原案のとおり可決 <p>「嘉麻市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例」の再議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再議理由:市民への説明不足及び財源の見通しが不確定 ・再議の採決:賛成14票、反対7票、欠席1人により、改正条例案可決 	平成27年 8月	<p>嘉麻市新庁舎施設整備等審議会の設置 【諮問事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①新庁舎建設基本計画（案）に関すること。 ②支所庁舎のあり方及び支所に必要な機能に関すること。 ③その他新庁舎施設整備等に関し、市長が特に必要と認める事項に関すること。
		平成28年 2月	<p>嘉麻市新庁舎施設整備等審議会 答申</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年8月～平成28年2月 計10回の審議会を開催 ・平成28年2月17日、当審議会の井原徹会長から赤間市長に答申
平成25年 2月	<p>庁舎問題に関する市民説明会（計5回:460人参加）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夢サイトかほ 約130人、山田市民センター 約60人、稲築地区公民館 約110人、碓井住民センター(1回目 約70人、2回目 約90人) 	平成28年 3月	<p>庁舎建設事業費予算案を議決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎建設に係る平成28年度から平成31年度の4年間に おける総額39億5,486万9千円の予算案を議決 <p>嘉麻市新庁舎建設基本計画の完成</p>
平成26年 6月	<p>平成26年4月23日に市長に就任した赤間市長が庁舎に関し 施政方針表明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の維持管理費や現各庁舎の老朽化具合から考えて、庁舎一本化に向けて、出張所の設置など地域の激変緩和措置を検討し、財政状況も勘案しながら、市民のみなさま、議会のご理解を得ながら推進する。 	平成28年 6月	<p>嘉麻市新庁舎施設整備等審議会（第2期）の開催 【諮問事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新庁舎建設に伴う建築設計に関すること。
		平成28年 8月	<p>嘉麻市新庁舎建設工事設計業務委託の契約締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約日 平成28年8月22日 ・契約期間 平成28年8月22日～平成29年11月30日 ・業者名 株式会社久米設計九州支社
平成26年10月	<p>嘉麻市庁舎建設設置本部会議の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎建設及び庁舎問題の総合的検討・実施について全庁的に取り組むための機関 <p>【構成員】 本部長:市長、副本部長:副市長、部員:教育長、総合調整監、関係所管課の所属長</p>	平成29年 2月	<p>嘉麻市新庁舎施設整備等審議会（第2期）中間答申</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年6月～平成29年2月 計9回の審議会を開催 ・平成29年2月23日、当審議会の井原徹会長から赤間市長に中間答申
平成27年 1月	<p>嘉麻市庁舎に関する意識調査票(アンケート)の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市在住の18歳以上の中から無作為に3,000人を抽出 ・調査期間:平成27年1月9日～平成27年1月23日まで ・回収状況:1,514票 回収率:50.47% 	平成29年 3月	<p>嘉麻市新庁舎建設工事基本設計図書の完成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造 RC造 一部S造（基礎免震構造）地上5階建 ・延床面積 8,651㎡ ※ 基本設計段階における建築概要

4. 嘉麻市新庁舎施設整備等審議会の概要

● 第1期（平成27年8月21日から平成28年2月17日まで計10回開催）

【諮問事項】

- ①新庁舎建設基本計画（案）に関すること。
- ②支所庁舎のあり方及び支所に必要な機能に関すること。
- ③その他新庁舎施設整備等に関し、市長が特に必要と認める事項に関すること。

※平成28年2月17日に新庁舎建設基本設計（案）及び支所のあり方等に関する答申書を提出

【答申内容の重要なポイント】

- ① 建設事業費をできる限り抑え、市の将来を見据えたコンパクトな新庁舎を建設すること。
- ② 支所の設置場所、内容及び防災機能、災害時における支所の対応並びに地域の活性化の方向性について、地域住民の意見をきいたうえで対応すること。
- ③ 新庁舎建設に係る具体的な設計等についても引き続き審議会に意見を求めること。

● 第2期（平成28年6月1日から平成29年2月23日まで計9回開催）

【諮問事項】

- ①新庁舎建設に伴う建築設計に関すること。

※平成29年2月23日に新庁舎建設に伴う建築設計（基本設計分）に関する中間答申を提出

● 第3期（平成29年～、第2期に引き続き建築設計に関する協議審議）

【諮問事項】

- ①新庁舎建設に伴う建築設計に関すること。

※第2期中間答申における要望として、「来年度予定される実施設計に関しても、設計の内容及び進捗状況等について引き続き審議会を開催し協議する機会を設けること。」とした要請に応じ、平成29年度も審議会の開催を予定しています。

【嘉麻市新庁舎施設整備等審議会委員名簿】（平成29年2月23日現在）

区分	団体名	氏名	備考
1号委員	近畿大学産業理工学部	井原 徹	会長
2号委員	山田地区行政区長会	村上 曙生	
	稲築地区行政区長会	大山 征男	
	碓井地区行政区長会	坂田 勲	副会長
	嘉穂地区行政区長会	田中 穆	
	嘉麻市社会福祉協議会	芹野 彌生	
	嘉麻商工会議所	松岡 光昭	
	嘉麻市商工会	野見山 利三	
	かま男女共同参画推進ネットワーク	有吉 直子	
3号委員	公募委員	藤井 幹裕	
	公募委員	廣瀬 公彦	

5. 庁内検討組織の概要

嘉麻市新庁舎建設設置本部会議

新庁舎建設の推進に関する重要事項等、本部会議での決定事項は、庁内の最上位意思決定機関である嘉麻市庁議の決定としてみなされる。

- ・平成27年度開催実績 15回
- ・平成28年度開催実績 9回

検討指示

結果報告

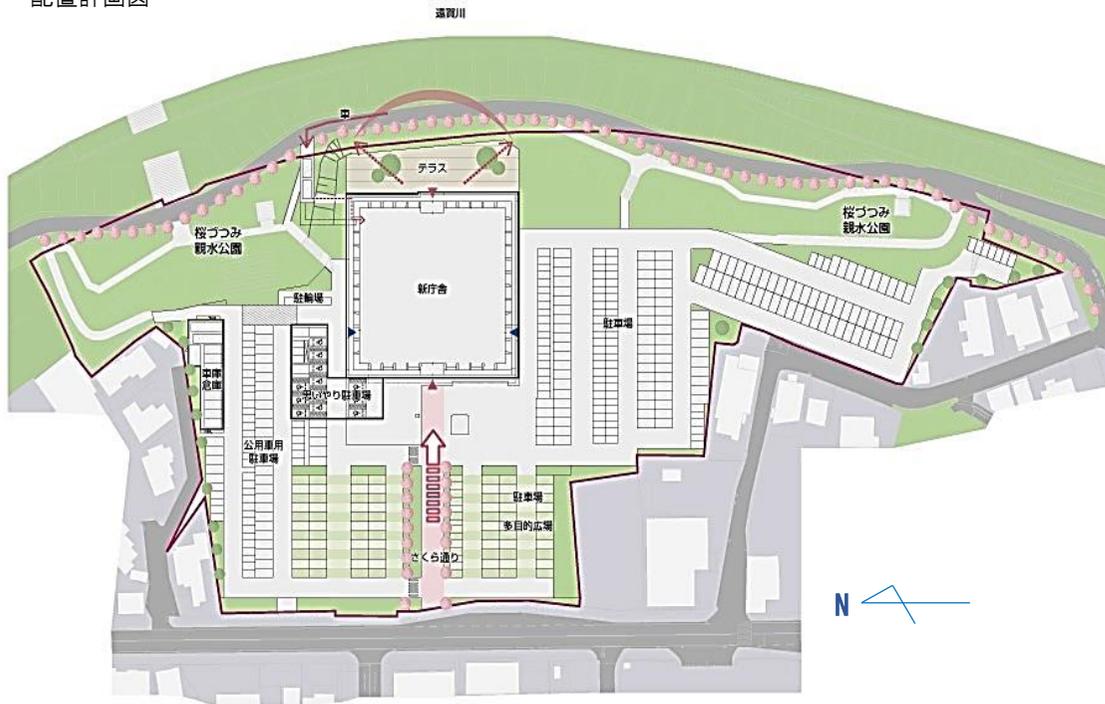
各専門部会

本部会議の指示に基づき、各種課題を解決するための専門的な調査研究組織

- ・庁舎のあり方専門部会（あすみ会）
- ・組織機構専門部会
- ・安心安全な庁舎のあり方専門部会
- ・窓口執務環境整備専門部会
- ・碓井庁舎施設利活用専門部会
- ・嘉穂庁舎施設及び大隈小学校跡地利活用専門部会
- ・山田庁舎資産利活用専門部会
- ・稲築庁舎跡地利活用専門部会

6. 新庁舎の概要（基本設計の主な内容）

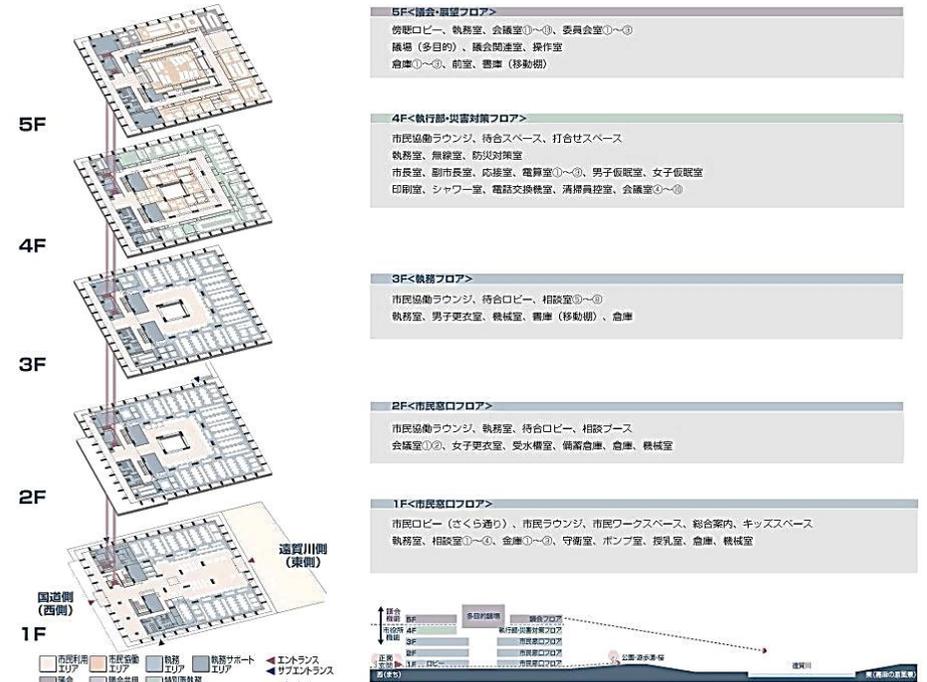
配置計画図



敷地概要

建設地： 福岡県嘉麻市岩崎 1180 番地 1 他
 敷地面積： 22,400 m²
 建ぺい率： 70%
 容積率： 200%
 都市計画区域： 都市計画区域、用途指定なし
 防火地域： 指定なし
 日影規制： 制限なし
 道路幅員： 西側（国道 211 号）約 12.0m
 条例： 福岡県福祉のまちづくり条例等

各階フロア配置図



建築概要

主要用途： 市庁舎（事務所） □準耐-1
 工事種別： 新築
 構造： RC造 一部議場屋根のみS造（基礎免震構造）
 建築面積： 2,040 m²
 延床面積： 8,651 m²
 階層： 地上5階
 最高高さ： 23.0m
 基礎種別： 連続基礎（地盤改良）
 付帯施設： 車庫（2F倉庫）、思いやり駐車場、駐輪場

※ 敷地概要及び建築概要については、基本設計段階のものであり、今後変更が生じる場合があります。

① 市民の安心・安全な暮らしを支える防災拠点となる庁舎

大雨により、庁舎が浸水することのないよう対処するとともに、地震対策については、熊本地震での効果が確認できた免震構造を採用します。また、大災害によるインフラ途絶時においても庁舎機能を維持・継続できる対策を講じます。

(1) 建物の防災機能

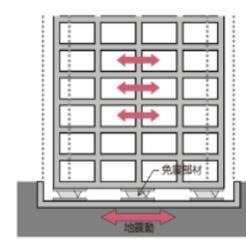
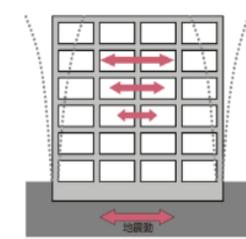
地震対策として熊本地震において実績のある免震構造を採用し、大雨に伴う洪水対策については、庁舎建設場所の敷地高を除却前のスポーツプラザの床高と同等の国道から 1.2m 高くすることで、浸水被害を防ぎます。また、非常用発電機や電算機器のサーバ等については、上層階へ配置し、浸水被害等が発生したとしても、庁舎機能が確保できるよう対応を図ります。

(2) 災害対策本部の設置

庁舎 4 階に災害時の指令系統の中核となる災害対策本部を設置し、災害状況を確認できるモニターや無線室等、必要な設備や機器を整備します。また、隣接に市長室を配置し、災害時の迅速及び適切な対応が可能となる体制を確保することで、円滑な災害対応が可能となる施設構築を図ります。

(3) ライフラインの確保

インフラ途絶時の電力等の確保を図るため、電力 3 日、上水 7 日、排水 7 日、ガス 3 日分の事業継続が可能となる容量を確保します。また、避難者及び災害対応職員分の非常用食料や毛布などの必要資材の備蓄や、仮設マンホールトイレなどを庁舎敷地内に配置できる設備を確保します。

	免震構造	耐震構造
概念図		
	ゆっくり平行に揺れる	激しく揺れ、上部ほど大きく揺れる
性能	大地震時、人命の安全確保に加えて、構造体の補修をすることなく完全機能確保を図る	大地震時、人命の安全確保を図ることはできるが、構造体の部分的な損傷は生ずる

構造比較イメージ図

② 来庁者のニーズに対応できる庁舎

庁舎を利用する市民が不安に感じることをなく、総合案内の設置及び効果的なサイン表示等を行うとともに、設置場所については、市民がわかりやすく、自然に認識できるよう配慮します。

(1) 各部署の配置等

業務上関係の深い部署を同一フロアにコンパクトに配置し、市民の庁舎利用における移動動線を短くすることで、わかりやすく安心して利用できる部署の配置等を構築します。

(2) 案内機能の充実

庁舎に入ってすぐに総合案内所を設置し、また、柱等に地域産材などを利用した大きく視認性の高いサインを表示することで、来庁者が混乱なく目的の場所へ行けるよう対応します。



サイン表示のイメージ (参考)

④ 市民の利便性と事務効率の向上を目指した機能的な庁舎

市民の共有財産である情報の管理等を踏まえたセキュリティ対策を講じるとともに、文書等の保管庫を十分に確保します。また、職員の更衣室等、福利厚生に関する適切な配置や多目的に利用できる議場のあり方について検討するとともに、女性議員に配慮した議会フロアの構築を図ります。

(1) 意思決定機能

市長・副市長室を庁舎4階に配置し、セキュリティ対策を講じるとともに、重要な政策決定に係る協議を行う庁議室や災害時における災害対策の司令塔となる防災対策本部を隣接して配置し、円滑な意思決定が可能となる構成とします。

(2) 執務室

執務室と来庁者が利用する空間を明確に区分するとともに、執務室内を柱のない大空間で構成し、ユニバーサルプランに基づく、執務環境を整備することで、組織の変化などにも柔軟に対応できる構成とします。また、執務室内に文書等が散乱することのないよう、文書保管庫等の確保を図ります。

(3) 会議室・打合せスペース

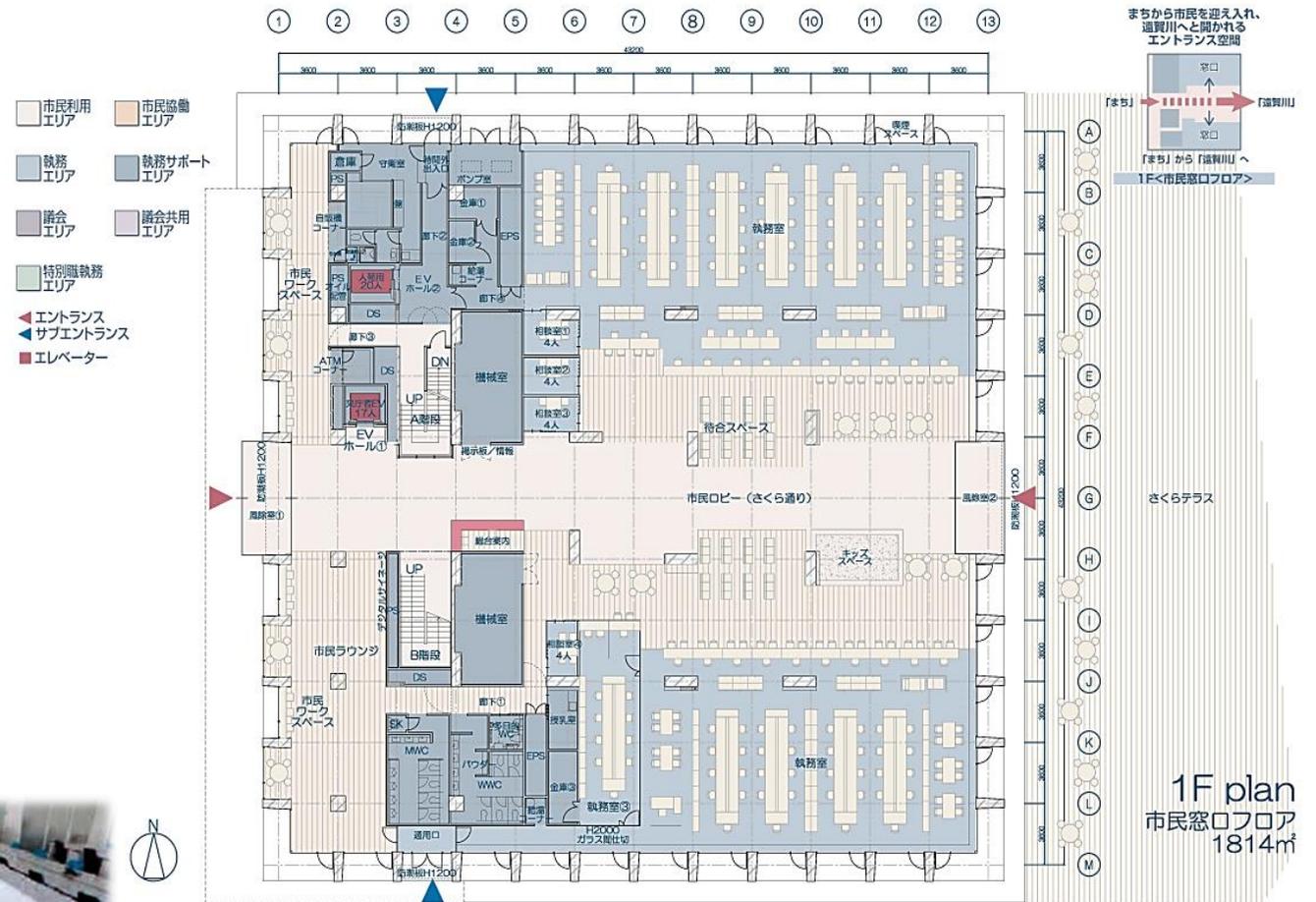
業務上必要となる打合せスペースや会議室については、現在の利用状況を的確に把握し、必要な規模やスペースを確保するとともに、各部署が効率的に利用できるような配置を行います。

(4) セキュリティ対策

行政情報や個人情報他に漏れることのないよう、フロアごとにセキュリティレベルに応じたゾーニングを設定し、高度なセキュリティ対策を講じます。



執務室内イメージ (参考)
《ユニバーサルプラン》



1階平面 (市民窓口フロア) イメージ図

(5) 市民に開かれた議会機能

議会の傍聴や議会への市民参加と交流、議員間及び住民との討論など、これらのコミュニケーション形態に適時対応でき、的確に機能するとともに、議会閉会中における市民に開かれた多目的に利用できる議場づくりを実現するため、フラットな床や可動式の議場家具などの設置を検討していきます。

(6) その他機能

銀行のATMや自動販売機等、庁舎利用における利便性の向上のための機能を配置するスペースを確保するとともに、職員の休憩スペースや更衣室、災害対応時等に利用できるシャワー室等の確保について検討していきます。



多目的議場イメージ（参考）
《フラットな床、可動式議場家具》

⑤ 市民が来庁しやすい庁舎

障がい者用駐車場の確保、キッズスペースの配置、多目的トイレや授乳室の設置など、市民の誰もが利用しやすい環境を確保します。

(1) 市民の利用に配慮した機能

庁舎内の待合スペースについては、適切なスペースを確保するとともに、高齢者や子供連れ、障がい者の方などが安心して庁舎を利用できるよう、キッズスペースの設置や多目的トイレ、授乳室の設置、わかりやすい案内表示など、ユニバーサルデザインに配慮した機能を重視し、誰もが不安なく安心して利用できる庁舎となるような構造・設備等に配慮します。

(2) 駐車・駐輪機能

駐車場の配置は来客用、公用車用、職員用の区分を明確にし、利用しやすい配置構成とします。また、庁舎建物の出入口付近に、屋根付きの思いやり駐車場（障がい者用駐車場）を確保し、雨等を気にせず庁舎を利用できる環境を整えるとともに、バス停についても庁舎出入口付近に設置し、市バス等の利用者の利便性が向上するような対応を図ります。



思いやり駐車場イメージ図



ユニバーサルデザイン※イメージ（参考）

- ※ ディテールとは、建築用語において、「納まり」や「細部」という意味
- ※ ユニバーサルデザインとは、障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいように、はじめから意図してつくられた製品や情報、環境のデザイン

⑥ まちづくりを支える拠点となる庁舎

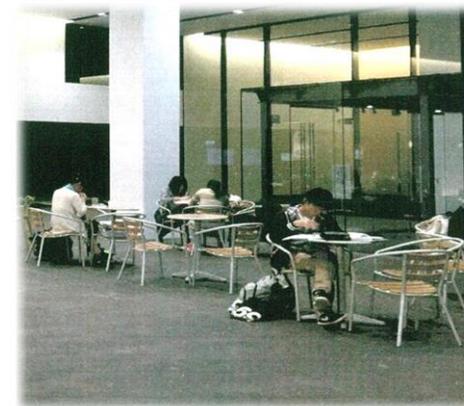
庁舎内に市民が利用できるオープンなロビー等の設置や、行政運営等に関する各種情報を庁舎内の随所で提供できる機能を確保します。

(1) 市民交流の拠点

庁舎入口付近に市民ラウンジを配置し、市民が集うにぎわいの空間を設け、庁舎利用のみならず、市民の憩いの場を提供するとともに、市民ラウンジ内に市民ワークスペースとして、カウンターテーブル等を設置して、学習等に利用できる場の提供を行います。また、来客用駐車場を芝生敷きにし、イベント会場として利用できる多目的広場としての活用を検討し、イベント開催時に支障のないよう、敷地内の排水対策についても配慮し整備を行います。

(2) 情報発信の拠点

デジタル機器を活用した、行政運営に関する各種情報や観光関連のイベント情報などの情報発信の設備や嘉麻市の地理的なイメージの全体像が把握できるような仕掛けを1階に設けるとともに、庁舎内フロアの随所に情報等を提供できる空間の確保を図ります。



市民ラウンジイメージ（参考）

⑦ 財政状況を踏まえた庁舎建設

建設基本計画策定における答申に基づき、コンパクトでできる限り経費を抑えた新庁舎の設計を行うものとし、建設費として想定されている40億円を上限とします。

新庁舎建設事業年度別事業費 《平成28年3月継続費予算議決》

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
測量、調査、設計費	62,096	106,594	0	2,073	170,763
建築工事費	0	0	1,681,350	2,043,416	3,724,766
建築工事施工監理費	0	0	29,670	29,670	59,340
計	62,096	106,594	1,711,020	2,075,159	3,954,869

【予算上の諸条件】

- 構造：RC造5階程度、免震構造
- 延床面積：9,000㎡程度

- 予算算定条件：設計費、施工費、施工監理費
- 施工範囲：本体建築、浄化槽、外構

7. 新庁舎外観及び内観イメージ図

《新庁舎外観イメージ》

国道211号から望む庁舎西側外観イメージ図

- ▼ 国道側から、市の木である桜を配した「さくら通り」を進み、庁舎エントランスへのアプローチを構成
- ▼ 「さくら通り」を挟むように芝生敷きの駐車場兼多目的広場を配置
- ▼ 桜づつみ親水公園と一体となった景観及び敷地利用を可能とした建物の配置
- ▼ 庁舎建物左側に屋根付きの思いやり駐車場（障がい者用駐車場）を配置
- ▼ 庁舎西側には西日対策として地域材を活用したブラインドを設置



《新庁舎内観イメージ》

庁舎内西側(玄関側)から望む内観イメージ図

- ▼ 市民ロビーにはエコボイド（吹抜け）を設け、空気の対流による自然通風の確保や自然採光による明るい空間を確保
- ▼ 中央に庁舎エントランスからつながる「さくら通り」を設け、その両側の接客カウンターとの間に待合スペース、キッズスペースなどを設け、快適な待合環境を配置
- ▼ 壁面に大きくわかりやすい地域材を利用したサイン表示を設け、利用者が混乱なく目的の場所に行けるよう配慮

8. 地域整備の協議の進め方

新庁舎建設に伴う課題の1つとして、従来の庁舎があった地域が有機的に連携し、嘉麻市の主要な4つの地域として活性化され発展することが重要であるとの認識の中、平成28年2月17日に嘉麻市新庁舎施設整備等審議会からの答申において、「支所の設置場所、内容及び防災機能、災害時における支所の対応並びに地域の活性化の方向性については、各種協議会等と連携し、地域の住民と協議・検討を行うこと。」との意見をいただき、平成28年10月から12月にかけて地域整備に関する市民の意見を広く求め、今後の整備の方向性に関する参考とするため、各地域でワークショップを開催し、様々な貴重な意見を頂いたところです。これらの意見について、庁内で組織する各地域の利活用を調査研究する専門部会において協議を重ね、「嘉麻市地域整備基本計画（案）」を取りまとめました。

平成29年度からは、「嘉麻市地域整備基本計画（案）」を基に、具体的な調査検討を行う協議会に市民を交えて組織し、各地域の活性化・発展に向けた整備計画について議論を進めていく予定としています。

【地域整備協議会の概要】

【設置】（第1条関係）

嘉麻市内各地域の均衡ある活性化を目指し、地域特性をいかした地域整備のあり方等を協議するため、嘉麻市地域整備協議会を設置する。

【名称及び協議区域】（第2条関係）

- ・嘉麻市山田地域整備協議会（合併前の山田市の区域）
- ・嘉麻市稲築地域整備協議会（合併前の稲築町の区域）
- ・嘉麻市碓井地域整備協議会（合併前の碓井町の区域）
- ・嘉麻市嘉穂地域整備協議会（合併前の嘉穂町の区域）

【所掌事務】（第3条関係）

- (1) 各地域の地域特性をいかした地域整備のあり方に関すること。
- (2) 各地域の庁舎周辺地域の整備方針及び支所のあり方に関すること。
- (3) その他各地域整備に関し、市長が特に必要と認める事項に関すること。

※協議会の議論対象

合併前の各庁舎周辺地域が相互に活性化され、嘉麻市の今後のまちづくりの重要な拠点として発展することが重要です。

このため地域整備協議会では、各地域の庁舎周辺地を中心的な議論箇所と設定し、これに関連するまちづくり、地域整備、支所のあり方等について総合的に協議する予定です。

【組織】（第4条関係）

- ・各地域整備協議会は市長が委嘱する委員12人以内で組織する。

（各地域整備協議会）

- | | | |
|------------|-------|--|
| ・学識経験者 | 1人以内 | } (全体)
4つの地域整備協議会を設置
委員の数は、48人以内 |
| ・公共的団体等の推薦 | 9人以内 | |
| ・市民からの公募 | 2人以内 | |
| 計 | 12人以内 | |

※男女共同参画、多様な世代層の参画等に配慮した委員構成に努める

情報共有  総合調整

【調整会議】（第8条関係）

- ・地域整備協議会相互の情報共有・総合調整を図るために地域整備協議会連絡調整会議を設置
- ・連絡調整会議の委員は、各地域整備協議会から選出される委員12人以内で構成

（地域整備協議会連絡調整会議）

- | | | |
|------------|---------|--------------|
| ・山田地域整備協議会 | 3人以内の選出 | } (全体) 12人以内 |
| ・稲築地域整備協議会 | 〃 | |
| ・碓井地域整備協議会 | 〃 | |
| ・嘉穂地域整備協議会 | 〃 | |



新庁舎建設等に関する取り組み状況

編集・発行 嘉麻市 地域活性推進課
〒820-0592
福岡県嘉麻市上臼井 446 番地 1
<電話>0948-62-5677 <FAX>0948-62-5610
<URL><http://www.city.kama.lg.jp/>
